建通新聞
東京
発行所　建通新聞社
東京支社
東京都港区新橋4－9－1
新橋プラザビル16階
〒105-0004　電話(03)5425-2070
多摩支局　電話(042)527-7291
https://www.kentsu.co.jp/
新聞定価6カ月　40,200円(税込)
©建通新聞社　2021
発行紙
神奈川／静岡／中部／大阪／岡山
香川／徳島／愛媛／高知

経審企業データ
全国14万社を網羅!
www.kentsu.co.jp/digital

課題集約し施策提案

流域治水の取組加速へ

関東地整

関東地域の13水系で2021年度に本格始動した流域治水の取り組みをさらに加速させるため、国土交通省関東地方整備局は関係省庁の地方支分部局との連携を強化する。11月には省庁間の施策情報を共有するための連絡会議を設立。これまで流域単位で進めてきた治水対策の課題、好事例を収集し、水平展開するとともに、全国的な対応が求められる場合は国交省本省などへと施策を提案していく考えだ。

流域治水は、河川管理者による堤防整備などのハード対策に加え、自治体や企業など流域のあらゆる関係者が連携して水害に備える取り組み。関東地整管内では13水系が対象で、ハード整備だけで総額約4兆5000億円を見込む。流域ごとに国の出先事務所や自治体などが参加する協議会を設けてプロジェクトを進めている。

今回、関東地整が設立した連絡会議には、▽財務省関東財務局▽農林水産省関東農政局▽林野庁関東森林管理局▽経済産業省関東経済産業局▽気象庁東京管区気象台▽環境省関東地方環境事務所▽水資源機構▽森林研究・整備機構―が参加。各機関が個別に進めている施策を共有し、各水系の治水対策に反映する。

初回の会議では、関東財務局からは雨水貯留浸透施設の整備に国有地を活用できるとの提案があった。関東農政局は、田に雨水貯留機能を持たせる観点から農地整備事業の制度拡充を22年度予算で要求していることを報告した。

今後は、各水系が抱える課題を吸い上げ、22年2～3月に予定している次回会合で情報を集約。その内容を基に「現場と国交省本省の動きをつないでいく」（後藤裕也関東地方整備局河川計画課長）考えだ。

新築建物　太陽光設備設置

事業者に義務付けへ

小池知事

東京都議会第4回定例会の代表質問が7日に行われ、新築住宅などに太陽光発電設備の設置を義務化する制度の検討状況について問われた小池百合子知事は、「一定規模の住宅供給事業者を対象に設置を義務付ける仕組みを検討している」ことを明らかにした。分譲・注文住宅を手掛けるハウスメーカーなどを想定している。制度設計を考えている環境審議会から2022年4月以降に答申を得て、環境確保条例の改正に向けた手続きに入りたい考え。

小池知事は9月の都議会第3回定例会で、建物の新築時に太陽光発電設備の設置を義務付ける都独自の制度を創設する方針を表明した。都内で1年間に着工される新築建物約5万棟のうち、98%以上は延べ床面積が2000平方㍍に満たない中小規模の住宅やビル。都が推進する『ゼロエミッション東京』を実現するためには中小規模の建物の環境性能が重要になることから、太陽光発電設備の設置義務化に踏み切る格好だ。

環境審議会の企画政策部会に「カーボンハーフの実現に向けた条例改正のあり方検討会」を設置し、11月に初会合を開いた。この会合で都が示した案によると、制度の対象は一定の中小規模の新築建築物を供給する事業者。都内で供給する新築建築物の総延べ床面積が年間2万平方㍍以上になるハウスメーカーやデベロッパーなどを想定している。事業者数は50社程度になる見通しだ。

設置義務量は制度の対象になる建物の現状や用途ごとの特性、国による基準強化の方向性などを踏まえて詳細を詰めていく。

一方、延べ床面積が2000平方㍍以上の大規模な新築建物については、建築物環境計画書制度の強化で対応する方針。再生エネルギー設備の設置義務化や省エネルギー性能基準の国基準以上への引き上げ、3段階の評価基準の強化・拡充といった見直し案を検討している。

全国建産連

処遇改善へ意見交わす

専門工事業全国会議で

全国建設産業団体連合会（全国建産連、岡野益巳会長）は8日、専門工事業全国会議を東京都内で開いた。全国8ブロックの代表者らが集まり、生産性の向上や建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した技能者の処遇改善、多能工の活用による担い手確保など、専門工事業が抱える課題について意見を交わした。

冒頭、岡野会長＝写真＝は「コロナ禍で冷え込んだ経済の回復へ、建設業では経営基盤の安定強化と担い手の確保・育成が重要になる。現場の生産性向上や処遇改善など、業種間にもまたがる課題を解決する必要がある。意見交換を建設産業の活性化につなげていきたい」とあいさつした。

来賓として出席した国土交通省の大澤一夫大臣官房審議官は、「建設産業は都市力、経済力を生み出す重要な産業。災害時には地域の守り手として迅速に対応してもらっている。週休2日や働き方改革、CCUSの普及、技能者の処遇改善、ダンピング対策などさまざまな課題があるが、きょうの意見をしっかり政策に反映していきたい」と述べた。

生産性の向上を巡っては、AIやBIM／CIMの活用について各ブロックの意見を持ち寄った。「さらなる浸透に向けデモンストレーション」や研修が必要」（東北ブロック）、「生産性向上の実現までに必要となる間接的な経費の負担が課題」（近畿ブロック）といった意見が報告された。

CCUSについては「技能者のレベルに応じた賃金が支払われるよう、設計労務単価のさらなる引き上げなど処遇改善につながる仕組みの検討をお願いしたい」（東海ブロック）、「地域の工事での認知度は極めて低い。メリット、デメリットを分かりやすく周知してほしい」（九州・沖縄ブロック）といった声が寄せられた。

多能工の活用による担い手確保では、「多能工の適正な労務単価の提示や積算体系の明示が必要」（関東甲信越ブロック）、「若年の新規入職者を得るためには完全週休2日制の導入が急がれる」（四国ブロック）とする意見も見られた。

都建設局　来年度予算概算要求箇所㊤

道路・街路整備に2185億円

東京都建設局の2022年度予算概算要求の概要は次の通り。

【道路・街路整備―2185億2400万円】都市の骨格を形成する幹線道路整備（945億5700万円）＝放射第25号線（新宿区）、環状第2号線（中央区他）、小平3・2・8号線（小平市他）など52路線104カ所▽地域幹線道路整備（735億8300万円）＝補助第230号線（練馬区）、日野3・4・3号線（日野市）、八王寺町田線（町田市他）など80路線135カ所▽東京外かく環状道路整備推進（1億1000万円）

▽山間・島しょ地域の振興を図る道路整備（41億1900万円）＝大久野青梅線（青梅市他）、三宅循環線（三宅村）など16路線25カ所▽無電柱化推進、新設・拡幅道路（42億4900万円）＝国分寺3・2・8号線（府中市他）など76カ所▽第3次みちづくり・まちづくりパートナー事業（40億1800万円）＝9市14カ所▽流域貯留浸透事業など（4億3500万円）▽鉄道連続立体交差事業推進（372億8800万円）＝京王京王線（世田谷区他）など6路線7カ所▽多摩都市モノレール整備（1億6500万円）

【橋梁整備―271億3100万円】橋梁整備、新設・架け替え（90億4800万円）＝等々力大橋（世田谷区）、高浜橋（港区）、関戸橋（府中市・多摩市）、日野橋（日野市・立川市）など16橋▽橋梁長寿命化（115億6200万円）＝平井大橋（江戸川区・葛飾区）、江北橋（足立区）、中福生陸橋（福生市）、睦橋（福生市・あきる野市）など50橋▽橋梁補修（65億2100万円）＝江戸橋（中央区）、中原橋（世田谷区）、立川橋（立川市）、軍畑大橋（青梅市）など72橋

【道路補修―321億2900万円、ゼロ都債40億円】路面補修（205億3500万円）＝317カ所120・3㌔。高島通り、海岸通り、青梅街道、五日市街道など266カ所の通常舗装補修。環八通り、環七通りなど51カ所の遮熱性舗装・保水性舗装・2層式低騒音舗装▽沿道環境整備（2億5300万円）＝緩衝建築物助成20棟、防音助成54戸、局地汚染対策など

▽道路施設整備（105億2100万円）＝多摩都市モノレール、東京臨海新交通、日暮里・舎人線などの道路施設改修。トンネル予防保全型管理補修工事など。道路照明LED化改修など▽道路緑化推進（8億2000万円）＝植樹帯再整備・街路樹診断など。中野通り（中野区）など28カ所の街路樹防災機能強化

【交通安全―410億2700万円、ゼロ都債10億円】歩道整備（44億7900万円）＝吉野街道（青梅市）など歩道整備1・7㌔。不忍通り（文京区）など道路バリアフリー化7・8㌔。区市町村道バリアフリー化補助5区。地下歩行者ネットワーク新宿地下歩行者専用道の1カ所▽交差点改良（32億1400万円）＝町田街道（町田市）など第3次交差点すいすいプラン30カ所。船堀街道（江戸川区）など交差点改良12カ所

▽無電柱化推進、既存道路（286億6000万円）＝環七通り（江戸川区）など170カ所27・9㌔。区市町村無電柱化補助38区市町村▽自転車通行空間整備（18億1900万円）＝東八通り（三鷹市・調布市）など25・6㌔▽道路付属物整備等（28億5500万円）＝道路照明、視覚障害者誘導用ブロック、防護柵の設置。内堀通り（千代田区）などシンボルロード整備2カ所。言問通り（台東区）など東京ストリートヒューマン1st事業6カ所

（つづく）

建退共の電子申請方式

利用契約4578者に

勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部（建退共）によると、3月から本格的実施をスタートした掛金納付の電子申請方式で、利用契約者が10月31日現在、4578者に上っている。また、同日までに実際に電子申請で掛金拠出を行った契約者は299者で、掛金充当日数は累計で21万5981日分になった。電子申請による掛金充当は、現状では全体の1%程度だが、利用者からは、「証紙の購入や貼付などの手間がなくなり、業務が簡素化した」と評価する声が上がっている。

共済契約者は現在、全国で約17万者いるため、10月末時点の電子申請の利用契約者（4578者）は全体の約2・7%の状況。建退共では、11月に入って3%を超えたとしている。10月末時点の都道府県別の契約者で最も多いのは北海道の319者。東京都が285者、沖縄県が211者、千葉県が208者で次いでいる。30府県が100者未満で、地域によってばらつきが大きい。

電子申請による実際の退職金ポイントの充当は、10月は6万9059日分だった。4月と比べ約18倍に増加したが、証紙貼付方式と合わせた全体から見ると約0・5%の状況。建退共では、11月は全体の約1%になったとみている。

電子申請を取り扱う金融機関で、インターネットバンキングのペイジーで掛金（退職金ポイント）の払い込みに対応するのは10月31日現在、ゆうちょ銀行を含め367機関。13機関ではATMも利用できる。さらに、信用組合を中心に90機関では口座振替を使える。都市銀行ではみずほ銀行が口座振替に対応している。

電子申請の利用者からは、証紙の管理や貼付に要していた業務の省力化の他、「システムの利用は思っていたより簡単」「退職金ポイントが直接作業員に充当される」と評価する声が出ている。一方、官公庁の発注者への周知を課題とする意見もある。

電子申請について建退共では今後、元請けの協力を得ながら下請けへの普及を推進する。また、建設キャリアアップシステム（CCUS）と連携して利便性をさらに向上させ普及につなげる。ホームページに説明動画を掲載している他、説明会や研修会への職員の派遣なども積極的に行っていく方針だ。

きょうの紙面

民間NEWS
東新住販 立石2丁目マンション
2月初旬着工めどに施工者　6面
野村不動産 MEFULL木場
福田組で設計　6面
アーバネットなど3社
投資用ZEHに優遇金利　6面

民間公募NEWS
マンション……4件　6面

主なNEWS
足立区 22年第1回議会で具体策
入札・契約制度改正を検討　2面
▶都の工事成績評定（江東治水）
東日保証 11月の請負金額
18.3%減、4372億円　3面

23年10月からはこう変わる！

取引停止や減額要請の可能性も

Q．インボイス制度とは？

A．2023年10月以降、事業者が発行する請求書等は適格請求書等（以下、インボイスという）になります。インボイスとは正確な適用税率や消費税額等を伝えることができる請求書です。

インボイス制度では売手（以下、下請け）では一定の義務が必要となり、買手（以下、元請け等）では仕入税額控除という消費税の控除を受けるための要件が変わります。下請けの義務は、インボイスを発行する下請けが消費税の課税事業者である元請け等から求められたときには、インボイスを交付して、その写しを保存することになります。

元請け等は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、下請けである発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

さて、発行事業者とは、「インボイスを発行することができる事業者」となります。今年21年10月から発行事業者になるための申請手続きが開始されています。発行事業者になるかどうかは選択することができますので、消費税の「課税事業者で発行事業者になる」「課税事業者にならない」、消費税の免税事業者ではあるが「発行事業者になる」といったことが可能です。

Q．インボイス制度の適用を受けないとどうなるの？

A．インボイス制度の適用を受けないということは、発行事業者にならないということになります。先ほども申し上げたようにインボイス制度の適用を受けないこととして、発行事業者にわざとならないことができます。このときに問題となるのは、元請け等が消費税の仕入税額控除を受けたいと思っていても受けることができなくなることです。元請け等の立場になると発行事業者ではない事業者との取引を停止する、消費税相当額の減額を求める可能性があります。

これらのことは下請けの事業遂行上のデメリットになりえます。発行事業者ではないので取引先から取引停止を告げられる、消費税相当額の減額を求められる可能性がありますので売上の減少要因になります。

基本的な事業者の対応としては、消費税の課税事業者はインボイス制度の事業者登録を行い、消費税の免税事業者は元請け等と協議してインボイス制度の発行事業者になるかどうかの検討が必要になります。

（Liens税理士・行政書士事務所代表　齋藤幸生）

TOKYO GUARANTEE
中小企業の皆さまを応援します
東京信用保証協会
東京信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金を借入する際「保証人」となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。
ご利用のメリット
❶ 無担保での利用が可能
当協会の信用保証付融資の9割以上が無担保でのご利用です。
❷ ニーズに応じた資金調達が可能
協会独自の制度のほか、東京都・区市町の「制度融資」がご利用可能です。短期資金から最長20年の設備資金まで豊富なメニューをご用意しています。
❸ さまざまな経営支援メニューが利用可能
信用保証による金融支援のほか、経営に関するご相談、外部専門家派遣など、経営支援も行っています。
都内中小企業利用数約22万社
保証付融資残高約6.8兆円
（令和3年3月現在）
八重洲支店(本店内) 03(3272)3151
錦糸町支店 03(5608)2011
上野支店 03(3847)3171
大田支店 03(5710)3610
八王子支店 042(646)2511
池袋支店 03(3987)5445
新宿支店 03(3344)2251
渋谷支店 03(5468)0135
立川支店 042(525)6621
五反田支店 03(5447)8250
千住支店 03(3888)7231
葛飾支店 03(5680)0801
信用保証を通じた金融支援と経営に関するご相談は上記の支店にご相談ください。
保証のご利用に関する詳細は、当協会ホームページをご覧ください。　東京信用保証協会　検索